

インフラ老朽化対策の今後の取組について

平成 29 年 3 月 23 日
インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、当面、次のとおり、インフラ老朽化対策に取り組むこととする。

- ① 各府省庁は、平成 32 年度までのできるだけ早い時期に「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定するとともに、各「インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」において個別施設計画を策定することとされた主体に対し、平成 32 年度までのできるだけ早い時期に個別施設計画を策定するよう、所要の働きかけを行い、策定状況等を把握する。

この連絡会議の下に置かれた幹事会又は事務局は、個別施設計画の策定状況を継続的にとりまとめ、公表する。

- ② 各府省庁は、地方公共団体、所管法人等に対し、個別施設計画の策定・推進上の留意点を周知するとともに、計画策定や対策推進に活用可能な財政的支援策、技術的支援策、その他の支援策について、その周知及び充実に努める。

- ③ 行動計画の策定対象である地方公共団体、所管法人等のうち、平成 28 年度中に策定が完了していない主体に対し、当該主体を所管する各府省庁は、速やかに行動計画を策定するよう、必要な支援を含め所要の働きかけを行う。

この連絡会議の下に置かれた幹事会又は事務局は、行動計画の策定対象である全ての主体が行動計画を策定するよう、策定状況の調査を継続し、その結果をとりまとめ、公表する。

以上